

福岡県公報

令和五年五月十六日
第三百九十七号
増刊
①

目次

告 示 (第三百十三号・第三百十四号)

○農林水産業施設災害復旧事業費補助金交付規程の一部を改正する告 示 (農村森林整備課) ……………一

○福岡県情報公開条例第三十七条第一項の規定により知事が定める出 資法人の一部を改正する告示 (県民情報広報課) ……………一

人事委員会

○福岡県警察職員の特種勤務手当に関する条例の施行規則の一部を改 正する規則 (人事委員会事務局給与公平課) ……………一

再 掲

○福岡県の職員の級別標準職務を定める規則の一部を改正する規則 (人事委員会事務局給与公平課) ……………二

告 示

福岡県告示第三百十三号

農林水産業施設災害復旧事業費補助金交付規程の一部を改正する告示を次のように定 める。

令和五年五月十六日

福岡県知事 服部 誠太郎

農林水産業施設災害復旧事業費補助金交付規程の一部を改正する告示

農林水産業施設災害復旧事業費補助金交付規程(昭和三十二年九月福岡県告示第八百 七十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第六項及び別表農地災害復旧緊急支援事業の項中「平成三十年五月二十日か

ら七月十日までの間の豪雨及び暴風雨による災害、令和元年八月十三日から九月二十四 日までの間の暴風雨及び豪雨による災害」を削り、「並びに令和三年八月七日から同月 二十三日までの間の暴風雨及び豪雨による災害」を「令和三年八月七日から同月二十 三日までの間の暴風雨及び豪雨による災害並びに令和四年八月一日から同月二十二日ま での間の豪雨及び暴風雨による災害」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、改正後の農林水産業施設災害復旧事業費補助金 交付規程の規定は、令和五年度の補助金から適用する。

福岡県告示第三百十四号

福岡県情報公開条例第三十七条第一項の規定により知事が定める出資法人(平成十三 年七月福岡県告示第千二百二十号)の一部を次のように改正する。

令和五年五月十六日

福岡県知事 服部 誠太郎

「大牟田リサイクル発電株式会社」を削る。

人事委員会

福岡県警察職員の特種勤務手当に関する条例の施行規則の一部を改正する規則を制定 し、ここに公布する。

令和五年五月十六日

福岡県人事委員会委員長 山口 幸 雄

福岡県人事委員会規則第三十号

福岡県警察職員の特種勤務手当に関する条例の施行規則の一部を改正する 規則

規 則

福岡県警察職員の特種勤務手当に関する条例の施行規則(平成十一年福岡県人事委員 会規則第十八号)の一部を次のように改正する。

別表中

| | | | |
|---|--|-----------|------|
| 1 | 天皇又は皇后、上皇、上皇后、皇太子、皇太子妃、皇嗣若しくは皇嗣妃の身辺警衛の作業 | 日額 1,150円 | 警察職員 |
| 2 | 1に掲げる皇族以外の皇族の身辺警衛の作業 | 日額 640円 | |
| 3 | 警護対象者の身辺警護の作業 | 日額 1,150円 | |

を

| | | | |
|---|--|-----------|------|
| 1 | 天皇又は皇后、上皇、上皇后、皇太子、皇太子妃、皇嗣若しくは皇嗣妃の身辺警衛の作業 | 日額 1,150円 | 警察職員 |
| 2 | 1に掲げる皇族以外の皇族の身辺警衛の作業 | 日額 640円 | |
| 3 | 警護対象者の身辺警護の作業 | 日額 1,150円 | |

に

附則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の福岡県警察職員の特殊勤務手当に関する条例の施行規則の規定は、令和五年四月一日から適用する。

再掲

福岡県公告式条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第五条第一項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県の職員の級別標準職務を定める規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和五年五月八日

福岡県人事委員会委員長 山口 幸雄

福岡県人事委員会規則第二十九号

福岡県の職員の級別標準職務を定める規則の一部を改正する規則

福岡県の職員の級別標準職務を定める規則（昭和五十二年福岡県人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一イ中

| | | |
|----------------|---|-------------------------------|
| 「保護主幹 医務主幹」 | を | 「保護主幹 医務主幹 感染症対 策主幹」 |
|----------------|---|-------------------------------|

に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。